

令和7年度 石川県農業活性化協議会 第2回通常総会

日 時：令和7年12月12日（金）

10：30～

場 所：石川県農業会館 6階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 情勢報告

4. 議事録署名人選出

5. 議 事

議案1

令和8年産主食用米の生産基準数量の設定について

議案2

令和8年産主食用米の地域協議会別生産基準数量の配分について

議案3

令和8年産主食用米の地域協議会間調整の実施について

議案4

令和8年度石川県水田収益力強化ビジョンの基本的な考え方について

6. 閉 会

石川県農業活性化協議会 委員名簿

(50音順)

軽 部 英 俊	石川県農業法人協会 副会長
小 谷 綱 雄	(公財) いしかわ農業総合支援機構 参事
小 林 雅 裕	石川県立大学 名誉教授
田 中 正 貴	(株) 八幡 製造部長兼工場長
鳥 倉 俊 雄	石川県市長会 事務局長
中 西 良 祥	全国農業協同組合連合会石川県本部 県本部長
中 村 潤	(株) 米心石川 常務取締役
中 谷 安 孝	石川県町長会 事務局長
(新) 西 川 一 郎	石川県農業協同組合中央会 代表理事会長 (会 長)
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長
(新) 橋 本 豊巳夫	石川県農業協同組合中央会 専務理事
林 慎 吾	(一社) 石川県農業会議 事務局長 (監 事)
前 寺 清 一	石川県土地改良事業団体連合会 専務理事
南 範 彰	石川県農業共済組合 専務理事
宮 田 吉 弘	税理士法人 宮田会計 相談役 (監 事)
吉 田 一 義	いしかわ農業振興協議会 会長
吉 田 健 一	石川県農林水産部 部長 (副会長)
吉 本 輝 芳	石川県生活協同組合連合会 専務理事

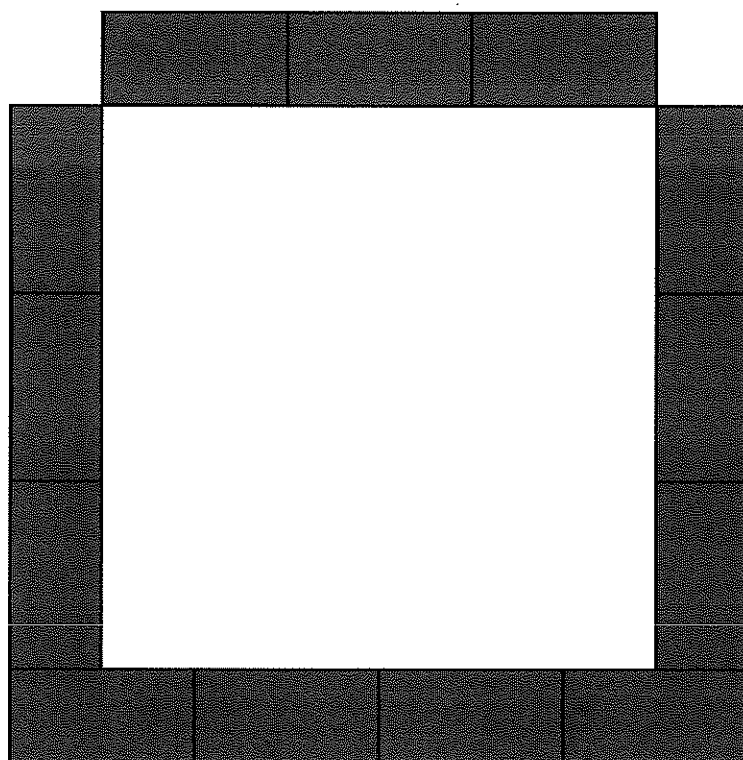
令和7年度 石川県農業活性化協議会

第2回通常総会(座席配置図)

能木場委員
(県婦人団体協議会)
吉田副会長
(石川県農林水産部)
西川会長
(J A 石川県中央会)
中谷委員
(石川県町長会)
中村委員
(米心石川)

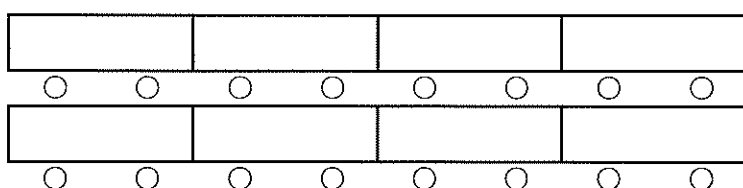
中西委員
(J A 全農いしかわ)
鳥倉委員
(石川県市長会)
田中委員
(八幡)
小林委員
(石川県立大学)
小谷委員
(いしかわ農業総合支援機構)
軽部委員
(石川県農業法人協会)

橋本委員
(J A 石川県中央会)
林委員
(石川県農業会議)
前寺委員
(石川県土地改良事業団体連合会)
南委員
(石川県農業共済組合)
吉田委員
(いしかわ農業振興協議会)
吉本委員
(石川県生活協同組合連合会)



西野 J A グループ 石川
営農戦略室係長
川本 J A グループ 石川
営農戦略室係長
坂野 J A 全農いしかわ
米穀園芸部長
中村 J A 全農いしかわ
県副本部長
吉田 J A 石川県中央会
参事
池野 県農林水産部
生産振興課長
井田 地方調整官
(北陸農政局)

〈委任状出席〉
宮田委員



入口

入口

情勢報告資料

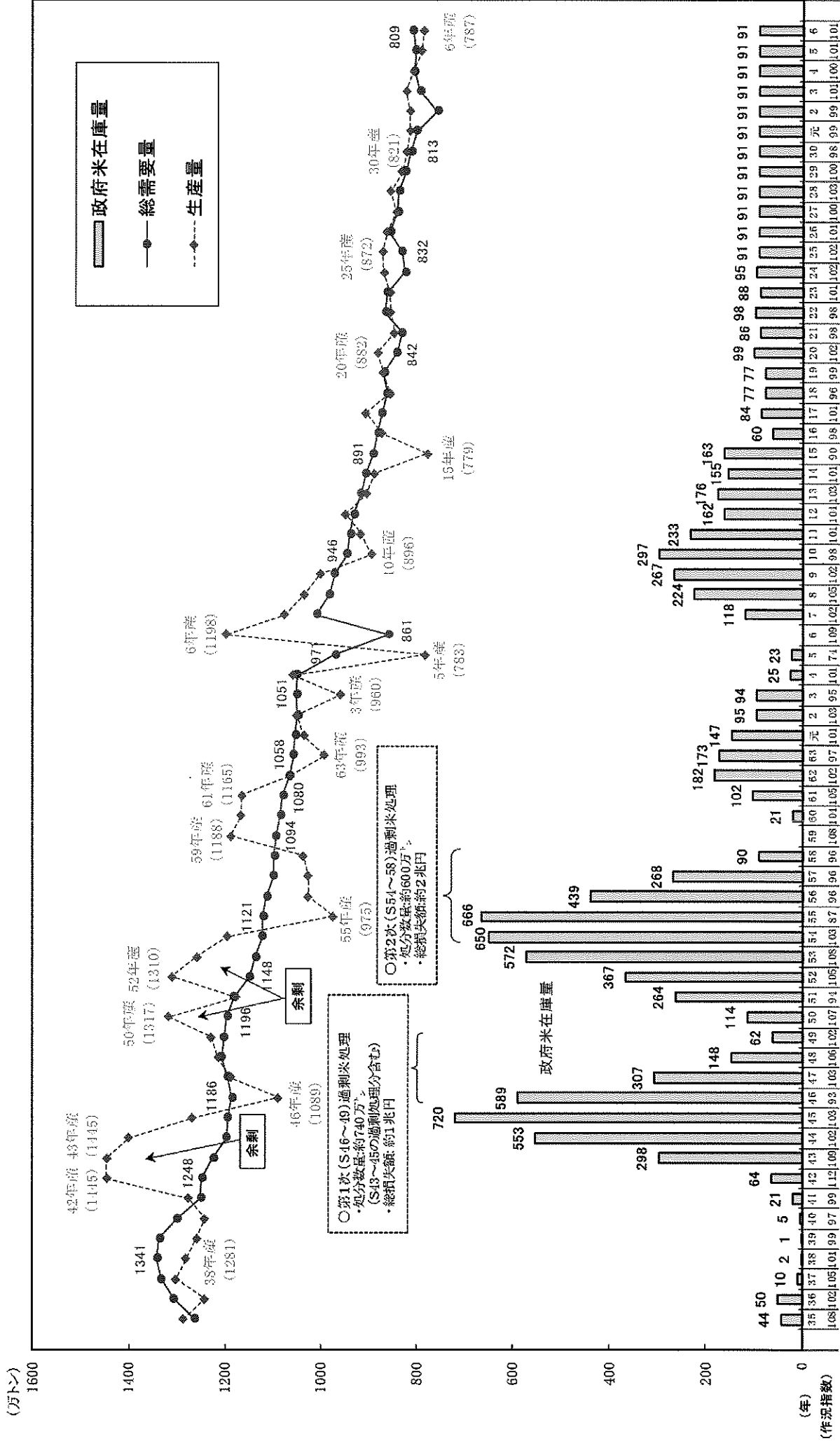
令和8年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.1.2)

北陸農政局石川県拠点

(農林水産省農産局企画課水田農業対策室資料から抜粋)

令和7年12月

米の全体需給の状況(昭和35年～)



注1. 政府米在庫量は、外国産米を除いた数量である。
 注2. 政府米在庫量は、各年10月末現在である。ただし、平成15年以降は各年6月末現在である。
 注3. 平成12年10月末の政府米在庫量は、「平成12年緊急総合米対策」による援助用隔障等を除いた数量である。
 注4. 総需要量は、「食料需給表」(4月～3月)における国内消費仕向量(食糧用(米・麦・米穀粉を含む)のほか、飼料用、加工用等の数量)である。ただし、平成5年以降は国内消費仕向量のうち国産米のみの数量である。
 注5. 生産量は、「食料需給表」における国内生産量(「作物統計」の水稲の収穫量の合計に、飼料用米の数量を加えた数量)である。

主食用米等の令和6/7年の令和6/7年の需給実績及び令和7/8年の需給見通し(令和7年9月公表)

【令和6/7年の主食用米等の需給実績（速報値）】

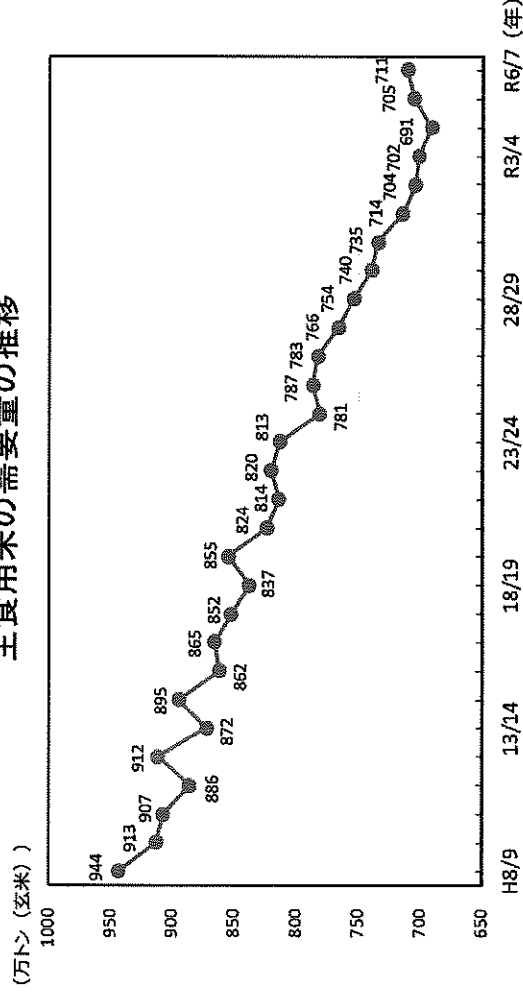
	精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))
令和6年6月末民間在庫量	135	153
令和6年産主食用米等生産量	606	679
令和6/7年政府備蓄米供給量	32	36
令和6/7年主食用米等供給量計 D=A+B+C	773	868
令和6/7年主食用米等需要量	633	711
令和7年6月末民間在庫量	140	157

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

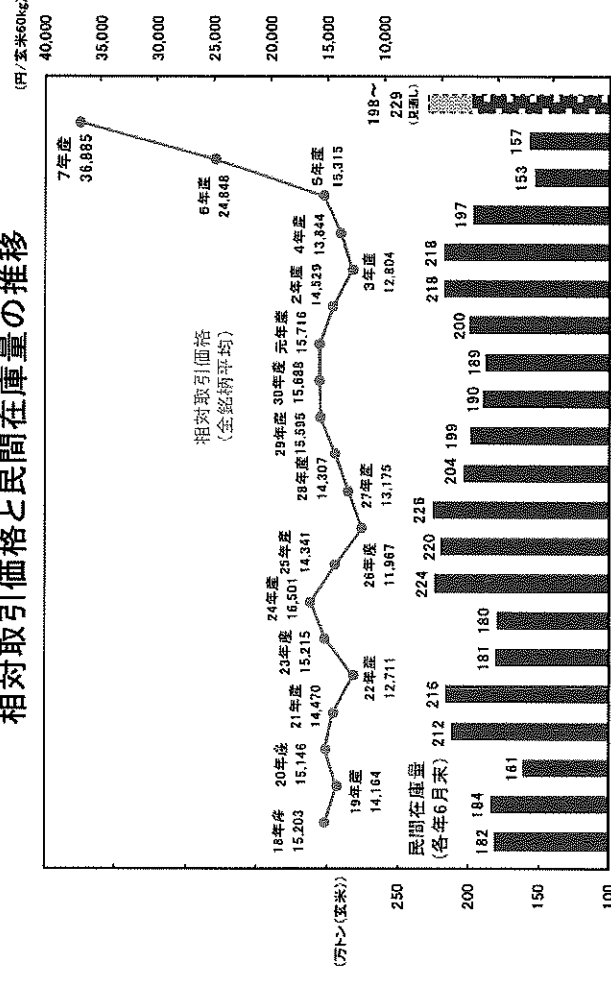
	精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))
令和7年6月末民間在庫量	140	157
令和7年産主食用米等生産量	645～668	728～745
令和7/8年政府備蓄米供給量	21	24
令和7/8年主食用米等供給量計 I=F+G+H	807～829	908～926
令和7/8年主食用米等需要量	624～631	697～711
令和8年6月末民間在庫量	176～205	198～229

注1：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。
注2：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、SBS方式や枠外の民間輸入（令和6/7年：約4万実トン）による輸入米は含まれない。

主食用米の需要量の推移



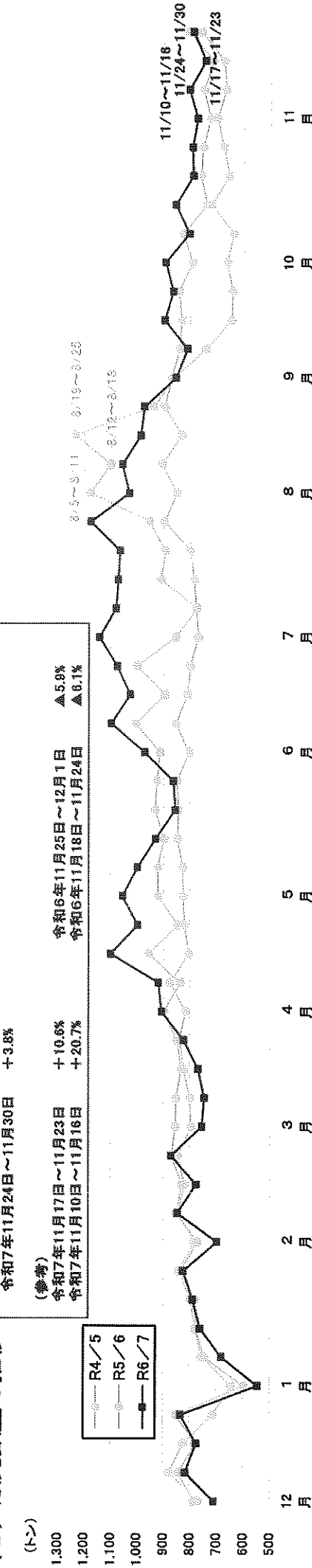
相対取引価格と民間在庫量の推移



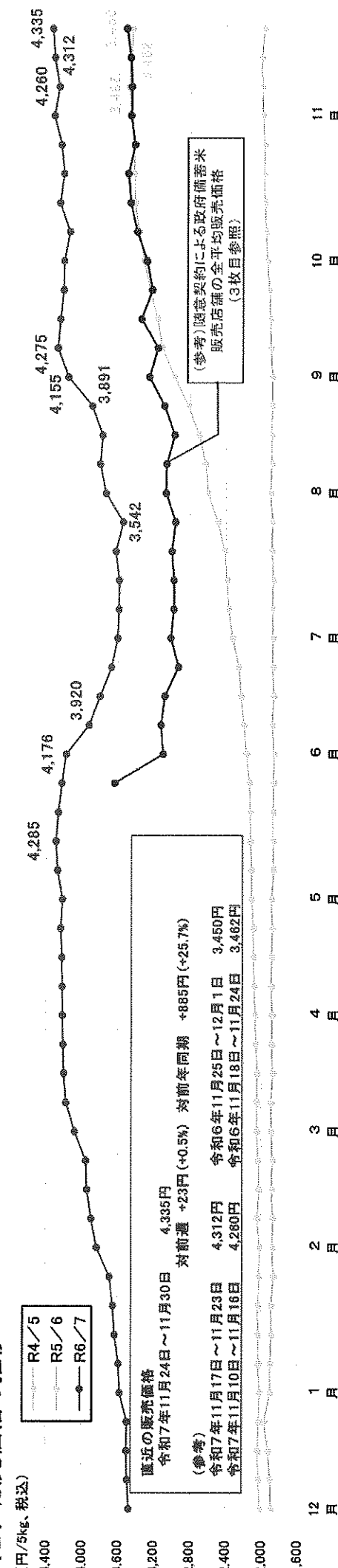
スーパーでの販売数量・価格の推移 (POSデータに基づき作成、全国・週次)

- 令和7年11月24日の週の平均価格は、前週の4,312円/5Kgから23円上昇し、4,335円/5Kg。(対前年同期 +25.7%、前週比+0.5%。2週連続の上昇。令和7年11月3日の週以来過去最高値更新)
- 平均価格については、令和7年6月以降、随意契約による政府備蓄米の流通により低下。8月以降は新米の出回りや随契備蓄米の販売がピーク時に比べ減少したことを背景に上昇し、9月以降は4,000円/5kgを上回る水準で推移。
- 販売数量については、令和7年6月、7月は前年を上回る水準で推移し、8月以降はピーク時に比べ低い水準が継続。

(1) 販売数量の推移



(2) 販売価格の推移



資料: (株)KSP-SPが提供するPOSデータ及び随意契約による政府備蓄米販売先業者からの報告資料に基づいて農林水産省が作成

注1: (株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づいて農林水産省が作成

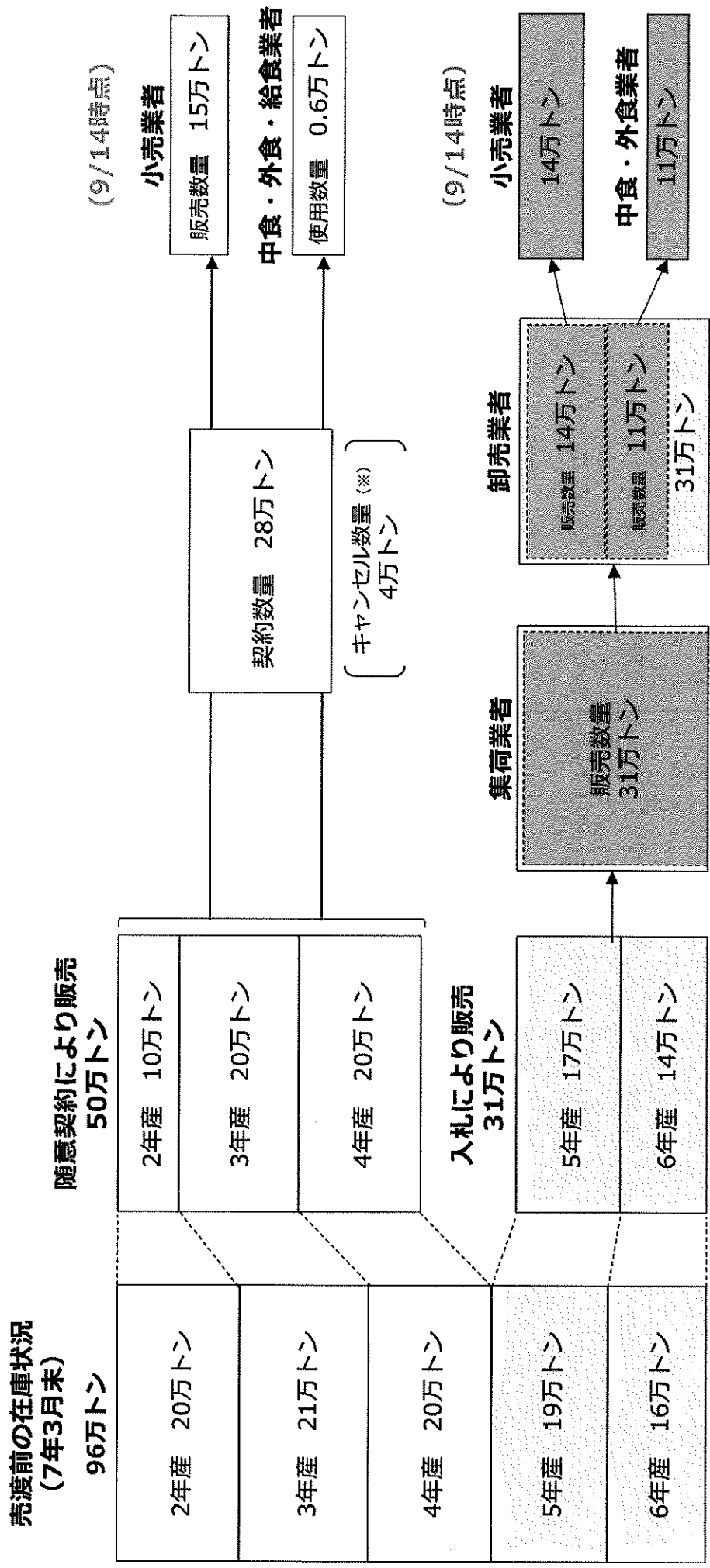
注2: 週次データを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

注3: 『ブレンド米等』には、ブレンド米のほか、PB商品等も含まれる。

注4: ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある。

備蓄米の売渡し状況

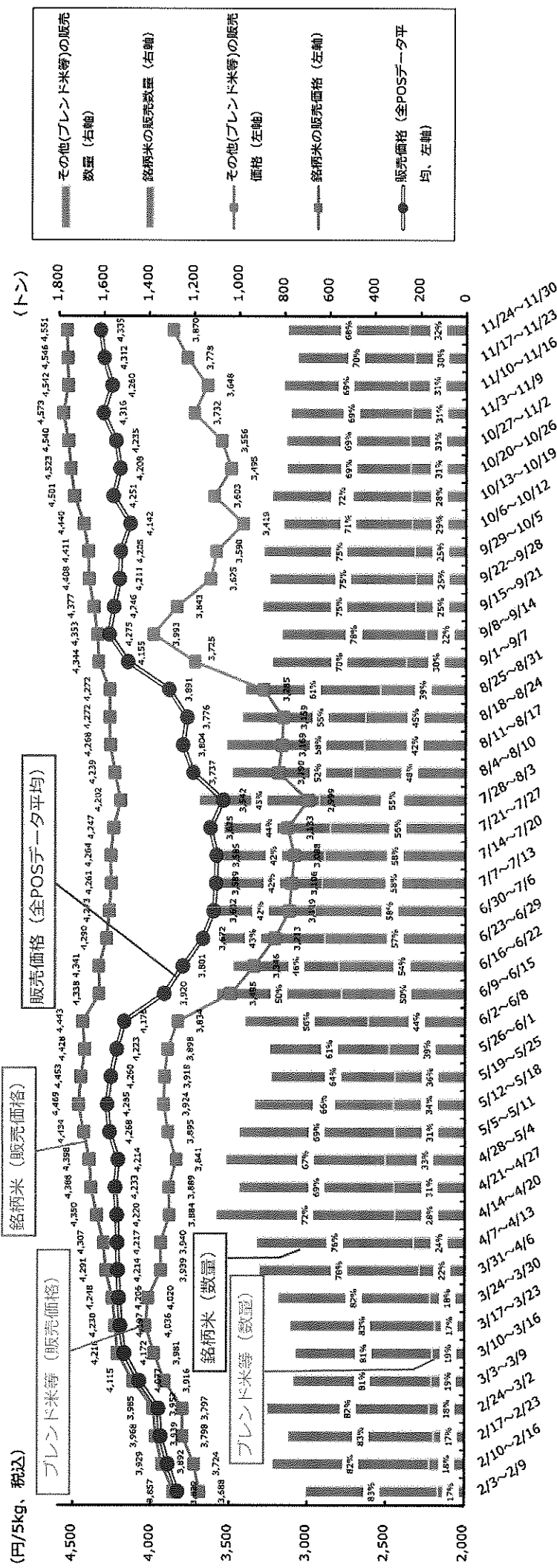
- 今回の備蓄米放出に当たり、入札により31万トン、随意契約により28万トンそれぞれ販売。
- 入札による備蓄米は小売に14万トン・中食・外食に11万トン販売済、随契による備蓄米は小売が15万トン、中食・外食・給食が0.6万トン販売・使用済。
- こうした中、随意契約による備蓄米については、約4万トンのキャンセルが生じている状況。



※ キャンセル数量は、数量確定後の要望によりキャンセルとなった数量。28万トンの外数。 [計画的に販売を拡大]

銘柄米とその他（ブレンド米等）の販売割合・販売価格

- POSデータに基づく11/24～11/30の米の販売実績のうち、ブレンド米等が占める割合は32%。
- ブレンド米等の平均販売価格は前週比+92円（+2.4%）の3,870円/5kg、銘柄米の平均販売価格は前週比+5円（+0.1%）の4,551円/5kg。
- 結果、11/24～11/30の全POSデータ平均での販売価格は、前週比+23円（+0.5%）の4,335円/5kg。



	2/3 ~ 2/9	2/10 ~ 2/16	2/17 ~ 2/23	2/24 ~ 3/2	3/3 ~ 3/9	3/10 ~ 3/16	3/17 ~ 3/23	3/24 ~ 3/30	3/31 ~ 4/6	4/7 ~ 4/13	4/14 ~ 4/20	4/21 ~ 4/27	4/28 ~ 5/4	5/5 ~ 5/11	5/12 ~ 5/18	5/19 ~ 5/25	5/26 ~ 6/1	6/2 ~ 6/8	6/9 ~ 6/15	6/16 ~ 6/22	6/23 ~ 6/29	6/30 ~ 7/6	7/7 ~ 7/13	7/14 ~ 7/20	7/21 ~ 7/27	7/28 ~ 8/3	8/4 ~ 8/10	8/11 ~ 8/17	8/18 ~ 8/24	8/25 ~ 8/31	9/1 ~ 9/7	9/8 ~ 9/14	9/15 ~ 9/21	9/22 ~ 9/28	9/29 ~ 10/5	10/6 ~ 10/12	10/13 ~ 10/19	10/20 ~ 10/26	10/27 ~ 11/2	11/3 ~ 11/9	11/10 ~ 11/16	11/17 ~ 11/23	11/24 ~ 11/30
株主総会の開催価格 (円/50kg、税込)	3,857	3,919	3,968	3,985	4,115	4,216	4,230	4,248	4,291	4,307	4,350	4,388	4,434	4,469	4,453	4,428	4,443	4,438	4,341	4,290	4,273	4,261	4,247	4,202	4,239	4,268	4,272	4,272	4,344	4,353	4,408	4,411	4,440	4,501	4,523	4,540	4,573	4,542	4,546	4,551			
その他の(ブレント)米 等の所有価格 (円/50kg、税込)	3,688	3,724	3,798	3,787	3,916	3,991	4,036	4,020	3,939	3,940	3,864	3,859	3,841	3,885	3,924	3,910	3,899	3,834	3,495	3,346	3,213	3,119	3,106	3,088	3,133	2,999	3,190	3,159	3,285	3,725	3,593	3,625	3,590	3,419	3,603	3,495	3,556	3,722	3,648	3,778	3,870		
金平均販売価格 (円/50kg、税込)	3,829	3,892	3,939	3,952	4,077	4,172	4,197	4,206	4,214	4,217	4,226	4,233	4,214	4,268	4,285	4,260	4,223	4,176	3,920	3,801	3,672	3,602	3,589	3,585	3,625	3,542	3,793	3,804	3,776	3,891	4,155	4,275	4,246	4,211	4,205	4,142	4,251	4,208	4,225	4,316	4,260	4,312	4,335

資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータに基づいて農林水産省が作成

注1：(株)KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータに基づくものである。

注2: 運次千一タを月ベースに当てはめているため、実際の月とは若干異なる場合がある。

注4:ラウンドの関係で対前週比等の数値は一致しないことがある。

民間貿易による輸入状況（枠外輸入）

- 国家貿易以外のコメの輸入（枠外輸入）には、高水準の枠外関税（341円/kg）を設定。貿易統計によると、毎年、インド産やタイ産の長粒種など、600～800トン程度が輸入。
- 2024～2025年度は、国内の米価の高止まりを受けて、2024年度S B S輸入の年間上限10万トン全量が落札され、S B S輸入で落札できなかった事業者等が、枠外関税を支払って主食用米を輸入する動きが拡大。
- 輸入数量について、**2025年10月は1,475トン、2025年度4月～10月の累計は87,998トン**。このうち、**米国産米の輸入が約8割**。1ヶ月平均で見ると、2025年は2024年と比べて、**全体は約110倍、米国は約650倍に増加**。

＜会計年度（4月～翌3月）ごとの輸入数量＞

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度) ※10月末時点
623トン (173トン)	805トン (176トン)	871トン (201トン)	773トン (135トン)	730トン (59トン)	3,011トン (416トン)	87,998トン (70,929トン)

＜月別の輸入数量＞

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～12月 合計	1か月 あたり 平均
2024年	49 (0)	59 (19)	79 (0)	13 (0)	115 (19)	58 (19)	124 (0)	64 (21)	41 (0)	93 (19)	202 (19)	118 (21)	1,015 (137)	85 (11)
2025年	414 (19)	489 (39)	1,280 (240)	6,838 (5,499)	10,607 (7,894)	20,979 (15,945)	26,397 (22,983)	15,168 (12,951)	6,534 (5,442)	1,475 (215)	-	-	90,181 (71,227)	9,018 (7,123)

※ 括弧内は米国からの輸入数量

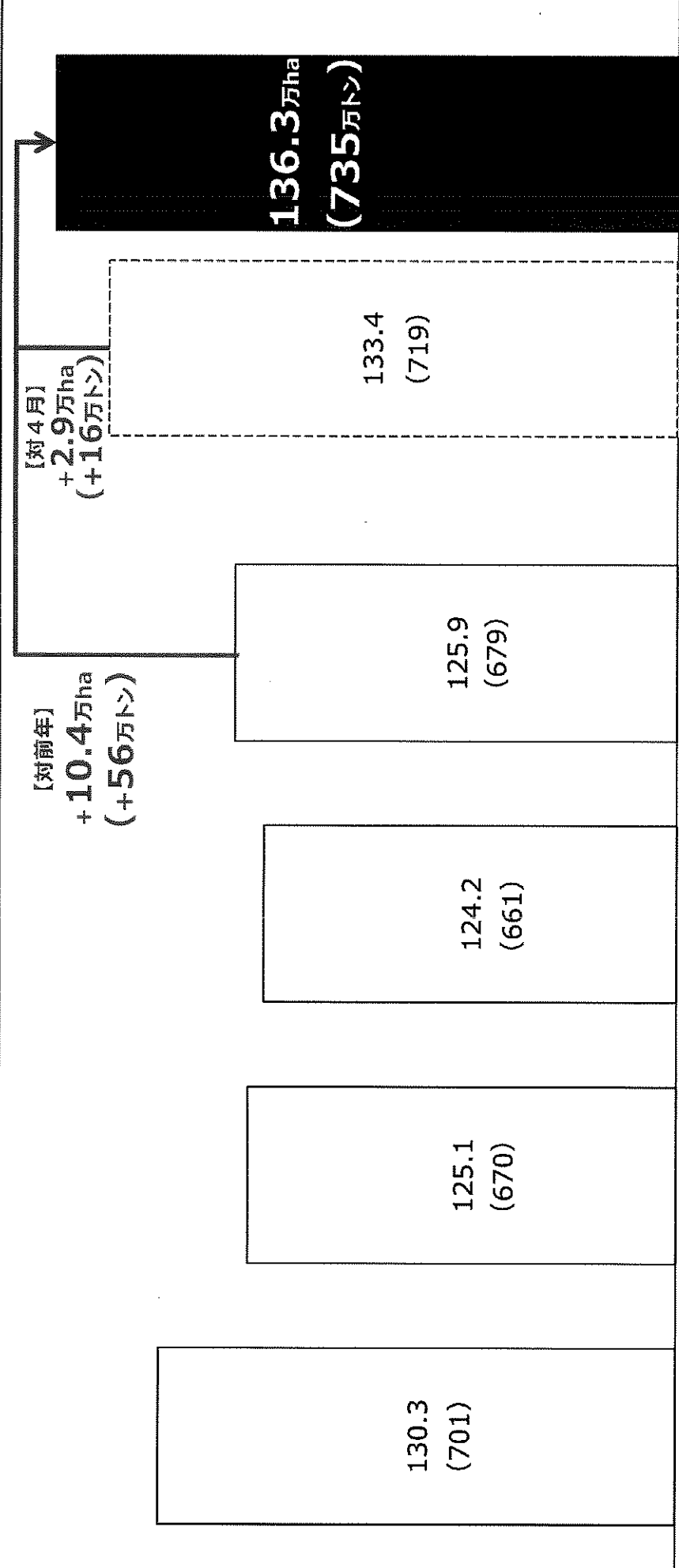
資料：財務省「貿易統計」

注1：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメ（もみ、玄米、精米、碎米の合計）の数量

注2：単位は実トン

水田における作付意向(令和7年6月末時点)

- 本年6月末時点の主食用米の作付意向は、136.3万ha（対前年10.4万ha増）、735万トン（対前年56万トン増）
- 4月末時点の前回調査時と比べ、さらに2.9万ha、16万トンの増
- 過去5年で最大の生産面積（増加の伸びも生産量調査を開始した平成16年度以降、最大）



令和7年
(4月末時点) (6月末時点)

これまで

- 需見通しは、1人当たりの消費量の減、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として算定。
- 生産見通しは、次年度の期末在庫量の水準を踏まえて設定。
- いずれも、玄米ベースのみで算定。

R7/8年の需給見通し

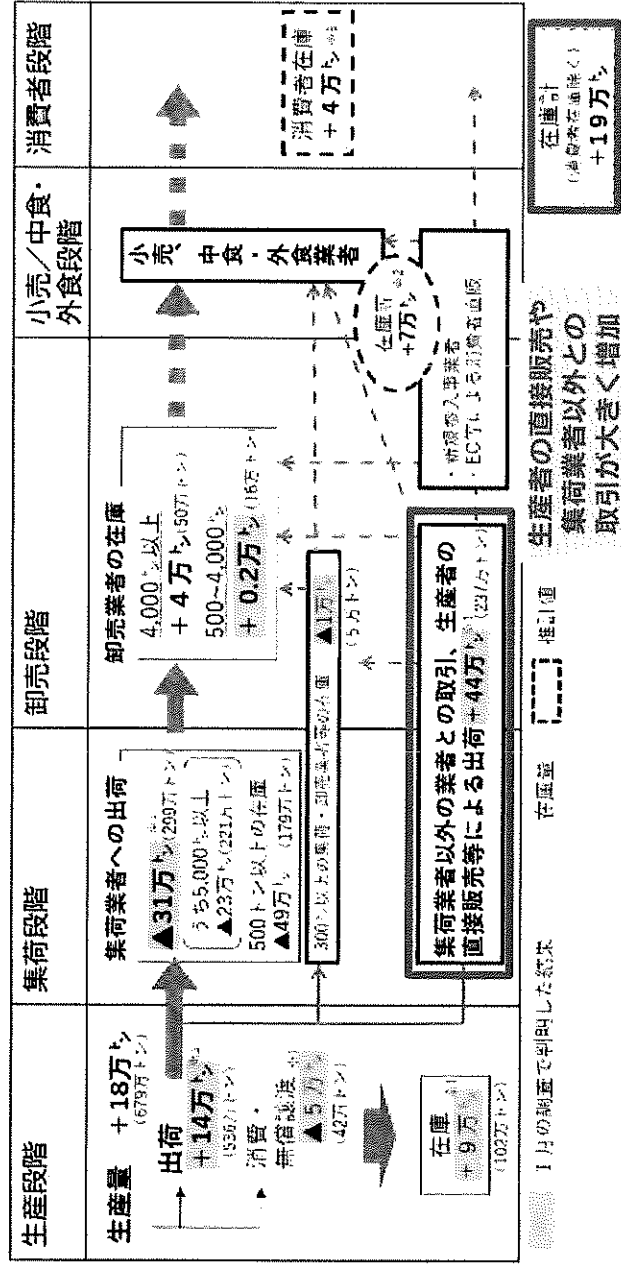
- 需給を把握するためには、玄米ベースのみでなく、精米ベースでの把握が必要。
- 需見通しは、人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定。

これを検証するものとして、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を行う。
- 生産見通しは、6月末時点の水田における作付意向面積や直近の単収、8月15日現在の10a当たり収量の見込みを考慮して幅で設定。（9月25日現在の予想収量を踏まえて変更）

流通の多様化等

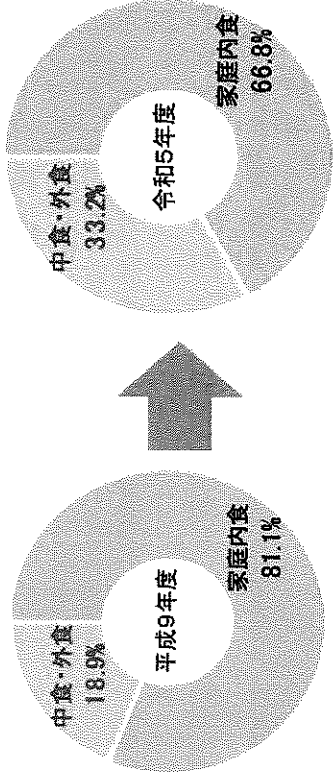
- 従来、500トン以上・4000トン以上の業者の情報を把握できれば、流通実態の大宗を把握できると考え、報告を求めていた。
- 他方で、生産者の直接販売や集荷業者以外との取引の大幅増加など**流通の多様化**、食の簡便化志向に伴う**中食・外食需要の増加**など、米の流通をめぐる状況が変化する中、従来の報告では、流通の状況（**生産者の直接販売等**：44万トン増加、**生産者在庫量**：9万トン増加、**全体の在庫量**：19万トン増加等（令和7年1月時点））を把握できていなかった。

令和6年産米の流通状況（令和7年1月調査）



米の消費における 中食・外食の占める割合（全国）

➤ 世帯構成の変化（単身世帯の増加）や社会構造の変化（共働き世帯の増加）により、食の簡便化志向が強まっており、米を家庭で炊飯する割合が低下する一方で、中食・外食の占める割合は増加。



※1 生産者在庫調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量を推計。
 ※2 出荷量 (+14万トン) から、集荷・卸売業者等の在庫量 (+3万トン) 及び消費者の在庫量 (+4万トン) の差し引きにより算出。
 ※3 米穀安定供給確保支援機構「米の消費動向調査」における家庭内の月末在庫数量を基に算出した1人当たりの在庫量に、令和6年10月人口を乗じて算出。

令和7／8年の需給見通しに関する基本的な考え方

これまで

- 需見通しは、1人当たりの消費量の減、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として算定。
- 生産見通しは、次年度の期末在庫量の水準を踏まえて設定。
- いずれも、玄米ベースのみで算定。

R7/8年の需給見通し

- 需給を把握するためには、玄米ベースのみでなく、精米ベースでの把握が必要。
- 需見通しは、人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮して幅で設定。

これを検証するものとして、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を行う。

- 生産見通しは、6月末時点の水田における作付意向面積や直近の単収、8月15日現在の10a当たり収量の見込みを考慮して幅で設定。（9月25日現在の予想収穫量を踏まえて変更）

令和7／8年の需給見通しの変更

変更のポイント

○ 令和7年6月末民間在庫量 <157万玄米ト> → 155万玄米ト> ……①

・ 出荷・販売段階 速報値(138万玄米ト) → 確定値(136万玄米ト)に更新

・ 生産段階 速報値(20万玄米ト) → 確定値(20万玄米ト)に更新

※10月22日公表の「生産者の米穀在庫等調査結果」の「6月30日現在における在庫量(確定値)」により推計

○ 令和7年産主食用米等生産量 <728～745万玄米ト> → 748万玄米ト> ……②

・ 従来の1.70mmふるい目幅以上の主食用米として供給が見込まれる米の生産量(予想収穫量(生産者ふるい目幅ベース)+それ以外に主食用として流通する米)に改める。

・ 令和7年産については、令和7年9月25日現在の予想収穫量〔715万玄米ト〕+主食用米価格の状況等を考慮し、生産者ふるい目幅未満のうち、主食用への供給見込み量〔32万玄米ト〕とする。

○ 令和7/8年政府備蓄米供給量 <24万玄米ト> → 23万玄米ト> ……③

・ 随意契約による政府備蓄米の売渡しの申込確定に伴い更新

○ 令和7/8年主食用米等需要量 <697～711万玄米ト> → 697～711万玄米ト> ……④

・ ①に伴う令和6/7年主食用米等需要量の確定値により、1人当たり消費量(精米ベース)を更新

(前回：50.1～50.7Kg/人 → 今回：50.2～50.8Kg/人)

・ 上記で算出した1人当たり消費量の最大値について、直近のとう精数量の実績に基づき補正(50.8kg/人→50.7kg/人)

・ 令和7年人口(推計値)を令和7年人口(9月概算値)に更新

(前回：123,220千人 → 今回：123,170千人)

○ 令和8年6月末民間在庫量 <198～229万玄米ト> → 215～229万玄米ト> ……⑤

・ 上記①～④に伴い、令和8年6月末民間在庫量を更新

令和7 / 8 年の需給見通しの変更

○ 令和7/8年の主食用米等の需給見通し

		前回(9月19日)	
		(万玄米ト)	(万精米ト)
令和7年6月末民間在庫量	A	157	140
令和7年産主食用米等生産量	B=C+D	728~745	645~668
うち生産者ふるい目幅以上	C	—	—
うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用への供給見込量	D	—	—
令和7/8年政府備蓄米供給量	E	24	21
令和7/8年主食用米等供給量計	F=A+B+E	908~926	807~829
令和7/8年主食用米等需要量	G	697~711	624~631
令和8年6月末民間在庫量	H=F-G	198~229	176~205

		今回(10月31日)	
		(万玄米ト)	(万精米ト)
① 速報値から確定値に更新		155	138
② 令和7年9月25日現在の予想収穫量に更新		748	662~670
③ 申込確定に伴い更新		715	
④ ①に伴う6/7年需要実績の変更、最新のとう精数量や人口の値を踏まえ更新		32	
⑤ 上記①~④に伴い更新		23	21
		926	822~829
		697~711	624~631
		215~229	191~205

※ 政府備蓄米の放出(全体で約59万玄米ト)に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。

令和7／8年の需給見通しの算出

【需要見通し算出に当たっての変更点】

- ① 令和6/7年主食用米等需要量の確定値〔㉗〕により、1人当たり消費量(精米ベース)〔㉘〕を算出
……(A)
(A)で算出した1人当たり消費量の最大値について、直近のとう精数量の実績に基づき補正
……(B)
- ② 令和7年人口(推計値)を令和7年人口(9月概算値)に更新
……(C)

【令和7/8年の主食用米等の需要見通しの算出方法】

- ① 1人当たり消費量(精米ベース)

【算出方法】

需要実績 — インバウンド需要量
(試算)

÷

人口

=

一人当たり消費量
(インバウンド需要除く)

- 直近5年平均値
- 直近5年の最大値(令和6/7年)

(A)
R6/7年の需要実績の
確定に伴い更新
(+0.1kg/人)

×0.998

(B)

直近のとう精数量の実績に
基づき補正(次ページ参照)

- ② 令和7/8年需要量(玄米ベース)

一人当たり消費量
(インバウンド需要除く)

50.2kg/人 × 123,170千人

50.7kg/人 × 123,170千人

令和7/8年需要量
(インバウンド需要除く)

618.0万トン

624.8万トン

令和7/8年
インバウンド需要量(試算)

6.1万トン

6.1万トン

令和7/8年需要量
【精米ベース】

624.1万トン

630.9万トン

令和7/8年需要量
【玄米ベース】

697.4万トン

711.3万トン

- (C) R7年の推計人口から
R7年9月人口へ更新(▲50千人)

(参考1)一人当たり消費量(精米)の推移

	需要実績 (万t)		インバウンド 需要 (万精米t)	人口 (千人)	1人当たり 消費量 (精米kg) (①-②)÷③
	玄米	精米			
R2/3年	704.0	631.3	0.0	126,146	50.0
R3/4年	701.5	632.8	0.1	125,502	50.4
R4/5年	691.1	622.3	1.9	124,947	49.7
R5/6年	704.9	626.2	5.1	124,352	49.9
R6/7年	712.7	635.0	5.7	123,802	50.8
	5年平均			5年平均	50.2

(参考2)精米歩留りの推移

(単位: %)					
2年産	3年産	4年産	5年産	6年産	5年平均
89.7	90.3	90.0	88.6	89.2	89.6

(参考3)人口減少による需要の減少量

R6/7年からR7/8年の人口減少(▲63万人)による需要
の減少量は ▲63万人×50.8kg/人=▲3.2万トン

令和8／9年の需給見通しの設定

設定のポイント

- 令和8/9年主食用米等需要量 <694～711万玄米ト> ……①
 - ・ 令和7/8年の需給見通しの算定の考え方を踏襲して設定
 - ・ 1人当たり消費量(精米ベース)は、直近5年(令和2/3年～6/7年)の需要実績(精米ベース)を基に、平均値～最大値の幅で設定(50.2～50.8Kg/人)
 - ・ 人口とインバウンド需要について、令和8/9年の推計値を用いて算出
- 令和8年産主食用米等生産量 <711万玄米ト> ……②
 - ・ 生産量は、需給見通しに対して余裕をもって設定することとし、①で設定した需要量見通しの上位値に設定
- 令和9年6月末民間在庫量 <215～245万玄米ト> ……③
 - ・ 上記の見通し設定に伴い、令和9年6月末民間在庫量を設定

令和8／9年の需給見通しの設定

○ 令和8/9年の主食用米等の需給見通し

今回(10月31日)				
	(万玄米ト)	(万精米ト)		
令和8年6月末民間在庫量	H	215～229	191～205	
令和8年産主食用米等生産量	I	711	630～637	② 需見通しに対して余裕をもって設定 (①で設定した需見通しの上位値に設定)
令和8/9年主食用米等 供給量計	J=H+I	926～939	821～841	
令和8/9年主食用米等需要量	K	694～711	622～630	① 令和7/8年の需見通しの算定の考え方を 踏襲して設定
令和9年6月末民間在庫量	L=J-K	215～245	191～220	③ 上記①～②の見通しに伴い設定

- ※1 事前契約による令和8年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トを予定。これは上記「令和8年産主食用米等生産量」には含まれていない。
- ※2 政府備蓄米の放出(全体で約59万玄米ト)に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う。

令和8／9年の需給見通しの算出

【算出のポイント】

令和7/8年需要見通しの算定の考え方を踏襲して設定

- ① 1人当たり消費量：直近5年（令和2/3年～6/7年）の需要実績（精米ベース）を基に、平均値～最大値の幅で設定
- ② 人口、インバウンド需要：令和8/9年の推計値に更新

【令和8/9年の主食用米等の需要見通しの算出方法】

(参考1)一人当たり消費量(精米)の推移

I 1人当たり消費量(精米ベース)

【算出方法】

$$\frac{\text{インバウンド需要量}}{\text{需要実績}} \div \frac{\text{人口}}{\text{一人当たり消費量 (インバウンド需要除く)}} =$$

①直近5年平均値

50. 2kg/人

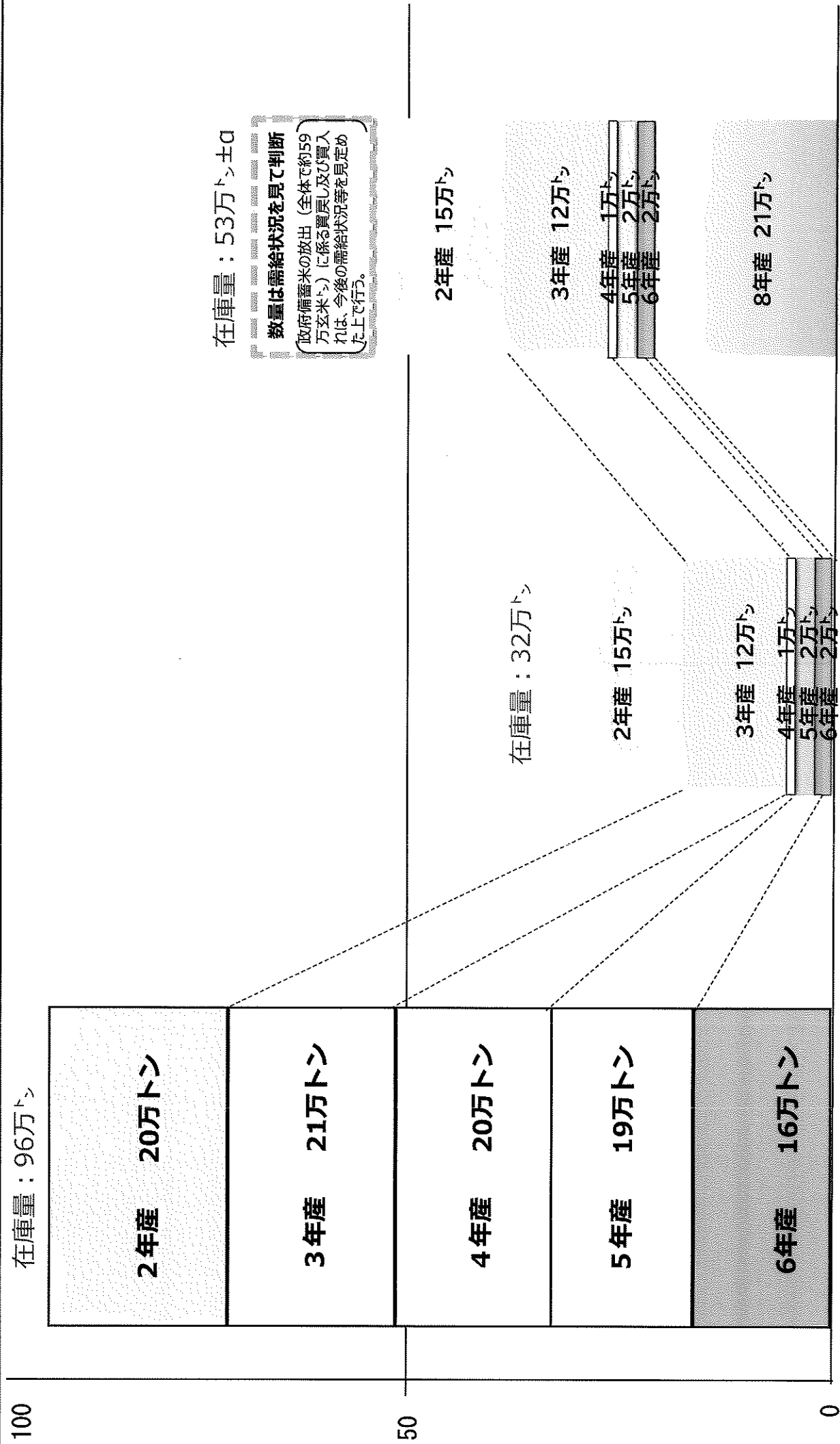
②直近5年の最大値(令和6/7年)

50.8kg/人

II 令和8/9年度要聞(玄米ベース)

一人当たり消費量 (インバウンド需要除く)	令和8年人口 (推計値)	令和8/9年需要量 (インバウンド需要除く)	インバウンド需要量(試算)	令和8/9年需要量 【精米ベース】	令和8/9年需要量 【玄米ベース】
50.2kg/人	122,569千人	615.0万トン	6.6万トン	621.6万トン	694.1万トン
×	=	+	=	~	~
50.8kg/人	122,569千人	623.0万トン	6.6万トン	629.6万トン	710.7万トン
×	=	+	=	~	~
					玄米換算
					／0.896
					／0.886

政府備蓄米の在庫状況について



売渡し前の在庫状況 (7年3月末) 7/8年買入・買戻し前 8/9年 (9年6月末)

※1 買戻し条件付き売渡し31万トン (契約数量ベース)、随意契約による売渡し28万トン (申込確定数量ベース)、加工原材料用への売渡し5万トン (申込申請数量ベース)、計64万トン

※2 8年産の買入れに伴い、非主食用等の需要に対応し、2年産の非主食用等への販売を行う。

食料・農業・農村基本計画における米の生産量等の目標と現在の生産状況

- 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）において、米については、輸出拡大を見込んで、2030年の生産量を2023年の791万トンから818万トンに増大させる目標としているところ。
- この818万トンの目標については、主食用米の他、備蓄米、新市場開拓用米や飼料用米等を含んだものとなっている。
- 基本計画の目標達成に向けて、これまでと同様に、それぞれの用途の「需要に応じた生産」を進める方針。

○食料・農業・農村基本計画 別表1 品目ごとの国内消費仕向量、生産量、輸出量、単収、作付面積（抜粋）

	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量〕 (kg/人・年)		生産量 (万トン)		うち 輸出量 (万トン)		単収 (kg/10a)	作付面積 (万ha)	
	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)	2023 年(年度)	2030 年(年度)		2023 年(年度)	2030 年(年度)
米※2	824 (51.1)	777 (50.6)	791	818	4.4	39.6	535	148	144

※2 米の輸出量は玄米換算。

※3 米の単収(2030年)は、主食用:555kg/10a、新市場開拓用:628kg/10a、米粉用:616kg/10a、飼料用:720kg/10a。

○米の生産状況
(単位:万トン、万ha)

	生産量		面積	
	子実用	飼料用	子実用	飼料用
5年産	791.0	716.5	74.5	13.4
6年産	786.8	734.5	52.3	9.9
7年産	803.9	779.2	24.8	4.6

注1：子実用：農林水産省統計部「作物統計」の水稲収穫量（子実用）及び作付面積（子実用）、飼料用：「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移」。
2：7年産については、農林水産省統計部の「令和7年産水稲の作付面積及び9月25日現在の予想収穫量」の主食用米（1.70mmベース）と加工用米、新市場開拓用米、米粉用米及び飼料用米の取組計画の合計。

<参考>水稲収穫量調査の見直し(概要)

○水稲収穫量調査については、統計値が生産現場の実感と乖離があるとの声が全国的に多くあることから、その要因を把握すべく、農林水産本省や各県拠点において、生産者の方々と生産者団体、地方自治体と意見交換を実施。作況指数やふるい目等について様々なご意見をいただいたところ。

○いただいたご意見を踏まえ、統計に対する信頼性を確保するため、令和7年産調査から見直しを行う。

【令和7年産調査】

水稲収穫量調査

継続して実施

全国約8,000箇所（北陸935箇所）
のほ場で坪刈り調査を実施

$$\text{作付面積} \times 10a \text{ 当たり収量} = \text{収穫量}$$

① 作況指数から作況単収指数へ

作況指数の集計を取りやめ、近年の高温等気候変動を十分反映した新たな指標「作況単収指数」に移行

$$\begin{aligned} \text{(旧)} \quad \text{作況指数} &= \frac{10a \text{ 当たり収量}}{10a \text{ 当たり平均収量}} \times 100 \\ &\quad \text{(過去30年のトレンド)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(新)} \quad \text{作況単収指数} &= \frac{10a \text{ 当たり収量}}{10a \text{ 当たり平均収量}} \times 100 \\ &\quad \text{(前年産までの5年中3年平均)} \end{aligned}$$

② 白未熟粒、着色粒等の割合の公表

(11月公表分～)

坪刈りサンプルから把握できる白未熟粒や着色粒等の割合を参考情報として公表予定

③ ふるい目幅の見直し

主食用米の収量基準を1.70mmふるい目から、都道府県ごとの生産者ふるい目（1.85、1.90mm等）に変更して収穫量を公表

【見直し後の収穫量】

生産者ふるい目
(1.85、1.90mm等)

【これまでの収穫量】

1.70mm

生産者ふるい上米
生産者ふるい下米 (主食用に流通、生産者の認識とずれ)
1.70mmふるい下米

④ デジタル技術の活用

デジタル技術を活用し、調査精度の向上を図る

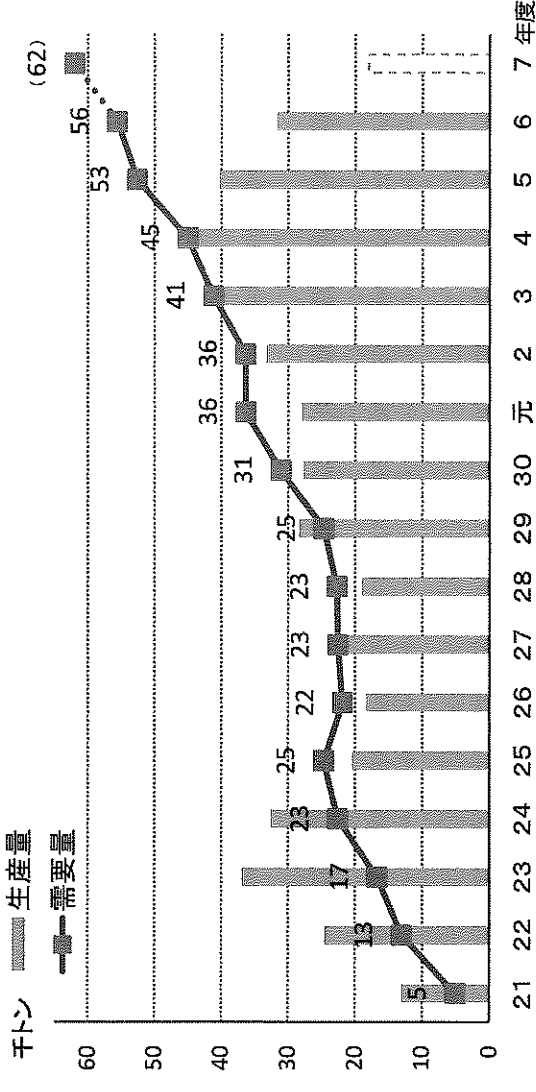
- ・ 人工衛星データとA I をかけあわせた作柄予測について、積極的に知見を収集し、今後の導入に向けて検討を進める
- ・ 収穫と同時に収穫量等の測定が可能な収量コンバインのデータを試行的に活用することを検討

<参考>米粉用米の状況

○米粉の需要は平成29年度まで2万トン程度で推移していたが、平成30年以降、グルテンフリーなどの食スタイルが注目され、消費者・需要者において米粉ニーズが高まってきたことや、米粉に適した品種の利用が拡大したことで需要は増加傾向へと転換。

○更に、製粉メーカー等における米粉の特徴を生かした商品開発や規模拡大等の取組、国による米粉・米粉製品の需要創出・利用促進に向けた支援対策等により、消費者への米粉の認知度や米粉・米粉製品の購入環境が大きく改善したことで米粉の需要量は増加している。(H30年度：3.1万トン→R6年度：5.6万トン)

米粉用米の生産量・需要量の推移



製粉コストの状況

	原料価格	製粉コスト	販売価格
米粉	50～70円程度	100～300円程度	150～370円程度
小麦粉	60～75円程度	70円程度	140～150円程度

注1) 米粉原料価格は企業購入価格(平均値)であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注2) 米粉販売価格は大手企業から聞き取った業務用価格(令和6年度)。

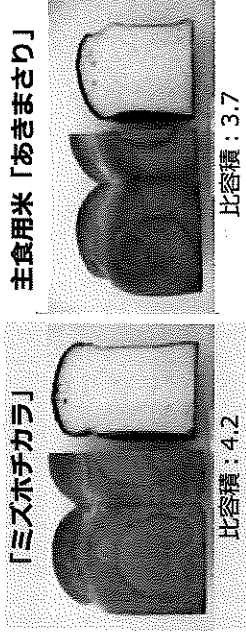
注3) 小麦粉の原料価格等は令和5年度の数値。

米粉に適した品種の利用拡大

ミズホチカラ (2011年3月品種登録)

製粉時のデンプン損傷が少ないため膨らみやすく、主食品種に比べ2割以上の増収が期待できるパンに適した品種。

米粉パンの形状比較



米粉用米の生産量に占める専用品種の割合 (%)

R2	R3	R4	R5	R6
10	11	11	13	15

【参考】

製造規模や製品の販売ロット (製造施設の稼働率や輸送費に影響) による米粉の製粉コスト等

○ 製造量が年間約300トン以上の製粉企業

・ 大ロット (フレコン/10トン単位) : 100円/kg程度

・ 小ロット (紙袋/1トン未満) : 300円/kg程度

○ 製造量が年間約300トン未満の製粉企業

・ 大ロット (フレコン/1トン単位) : 250円/kg程度

・ 小ロット (紙袋/30 kg単位) : 480円/kg程度

議案資料

議案1	令和8年産主食用米の生産基準数量の設定について	…P	1
議案2	令和8年産主食用米の地域協議会別生産基準数量の配分について	…P	3
議案3	令和8年産主食用米の地域協議会間調整の実施について	…P	9
議案4	令和8年度石川県水田収益力強化ビジョンの基本的な考え方について	…P	13

令和 8 年産主食用米の生産基準数量の設定について（案）

本県における生産基準数量の設定

116, 432トン

(1) 経緯

令和元年産以降の本県生産基準数量は、本県の需要量をベースに、全国の主食用米生産量の目安の増減を反映させて設定してきた。

(2) 令和8年産の設定方法

令和4年～6年の石川県産米の需要量(3ヵ年平均)

113, 970トン・・・①

令和5年～7年の全国の生産量(3ヵ年平均)

6, 960, 000トン・・・②

令和8年産 全国の生産量の目安

7, 110, 000トン・・・③

生産量の増加率(③／②)

102. 16%・・・④

生産量の増減を勘案した本県の生産基準数量(①×④)

116, 432トン

	7 年 産	8 年 産	増減 (8-7 年産)
全国 生産量(当初)	683 万トン		28 万トン
(実績)	748 万トン	711 万トン	▲ 37 万トン
本県 生産基準数量(当初)	112, 881 トン		3, 551 トン
(実績)	117, 600 トン	116, 432 トン	▲ 1, 168 トン

参考

	7 年 産 (実績)	8 年 産 (面積換算)	増減 (8-7 年産)
本県の作付面積	22, 100 ha	22, 274 ha	174 ha

※面積は各地域の基準数量と基準単収を用いて換算

令和8年産主食用米の地域協議会別生産基準数量の配分について(案)

(1)生産基準数量の配分方針

県協議会から地域協議会に配分する生産基準数量については、従来通り、本県における生産基準数量のうち、90%を水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率に基づいて按分して算定することを基本に配分する。

ただし、能登地域は、能登半島地震及び奥能登豪雨の被害により十分な作付けができないことが見込まれることから、能登地域での減収見込み分を県協議会で留保した上で、速やかに地域協議会間調整を実施することにより、県産米の需要量の確保を図る。

なお、特に被害が甚大だった奥能登2市2町においては、農業の再建を後押しするため、可能な限り作付けを推進する。

(2)地域協議会別生産基準数量の算定方法

① 本県における生産基準数量 = (A)

② 教育・試験研究機関（以下「教育機関等」という）における水稻作付予定面積を、該当協議会の基準単収から数量換算したものと、当年産の採種生産水稻種子採種計画数量の合計(B)を本県における生産基準数量から控除

$$\text{生産基準数量 (A)} - \text{(B)} = \text{(C)}$$

③ 水田面積に基づく配分

$$\text{(C)} \times \frac{\text{地域協議会別の米生産可能数量} (\ast 3)}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 90\% = \text{(D)}$$

(※3) 地域協議会別水田面積×地域協議会別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

$$\text{(C)} \times \frac{\text{地域協議会別の1等米生産可能数量生産量} (\ast 4)}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 10\% = \text{(E)}$$

(※4) 地域協議会別水田面積×地域協議会別基準単収×地域協議会別1等米比率

⑤ 地域協議会別配分数量 = (D) + (E)

⑥ 上記②で控除した数量 (B) を作付けが行われる地域協議会へ算入

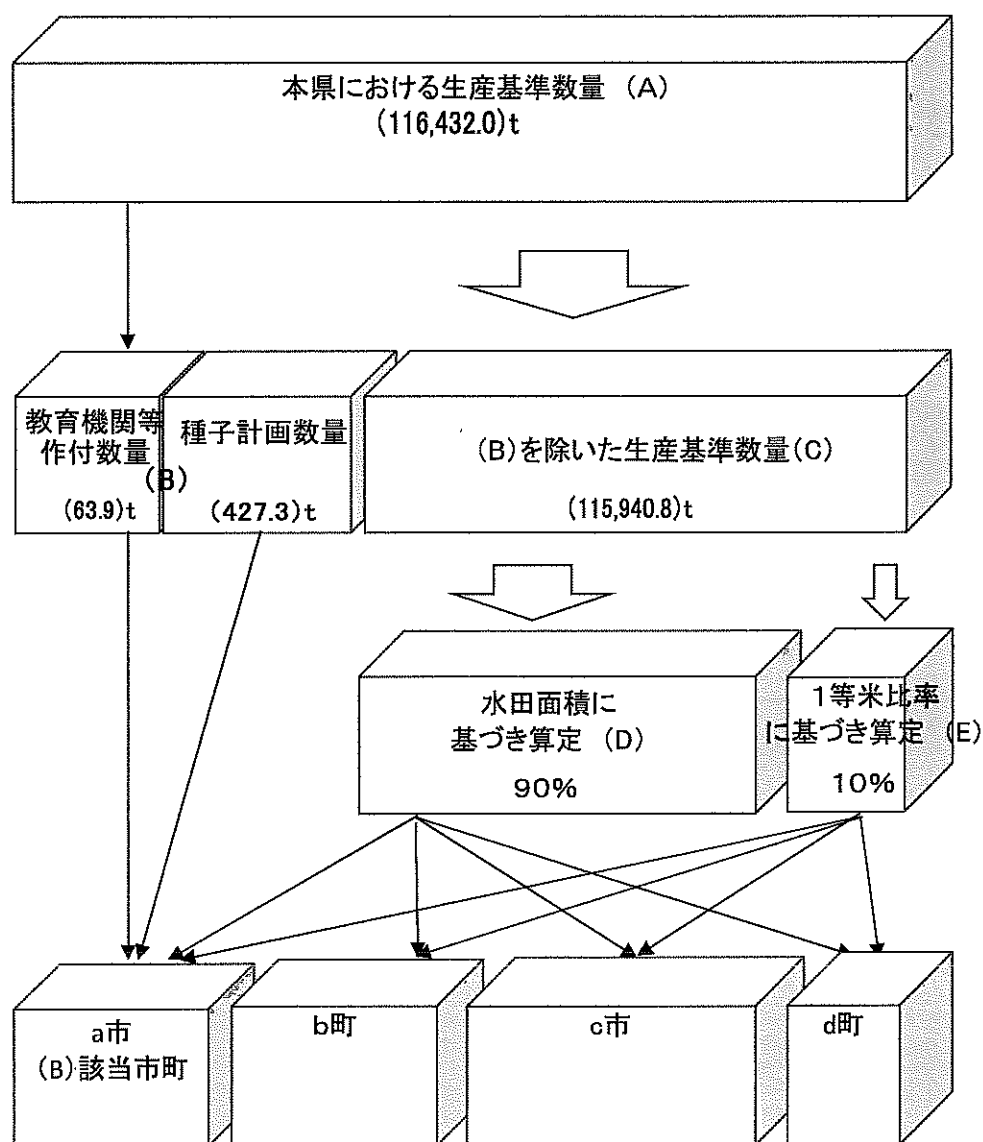
(3)県協議会における留保数量の算定方法

① 奥能登2市2町については、能登半島地震及び奥能登豪雨の影響を踏まえた作付可能面積及び減収見込みを基に算出した生産数量と、(2)⑤の配分数量との差を算定 = (F)

② 志賀町・七尾市については、能登半島地震による減収見込み数量を算定 = (G)

③ 県協議会における留保数量 = (F) + (G)

【算定イメージ】地域協議会別生産基準数量の配分方法



＜ 算定の基礎となる指標 ＞

- (1) 水田面積
地域協議会毎の水田面積を基に前年度の出入作面積を加除して算定
- (2) 作付率
地域協議会毎の生産基準数量に対する主食用米の作付面積の割合を直近の7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定 (H30～R6)
- (3) 1等米比率
地域協議会毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定 (H30～R6)

令和8年産主食用米の地域協議会別生産基準数量(案)

協議会名	① 8年産当初		② 8年産当初(調整後)		③ 7年産当初		④ 7年産(地域間調整後)		⑤ 7年産実績		⑥ 7年産当初との差		⑦ 7年産調整後との差		(トン、ha)
	(トン)	ha換算	(トン)	ha換算	(トン)	ha換算	(トン)	ha換算	面積換算	基準比 ①-③	ha換算	調整後比 ①-④	ha換算		
加賀市	11,211.9	2,080.1	11,211.9	2,080.1	10,894.6	2,021.3	12,148.4	2,253.9	2,270.8	317.3	58.8	▲ 936.5	▲ 173.8	▲ 190.7	
小松市	13,020.2	2,420.1	13,020.2	2,420.1	12,477.3	2,323.5	13,877.4	2,584.2	2,738.8	542.9	96.6	▲ 857.2	▲ 164.1	▲ 318.7	
能美市	6,112.4	1,125.7	6,112.4	1,125.7	5,950.9	1,093.9	6,627.5	1,218.3	1,225.0	161.5	31.8	▲ 515.1	▲ 92.6	▲ 99.3	
川北町	2,874.9	508.8	2,874.9	508.8	2,802.5	496.9	2,936.3	520.6	526.8	72.4	11.9	▲ 61.4	▲ 11.8	▲ 18.0	
白山市	16,073.5	2,849.9	16,073.5	2,849.9	15,674.5	2,779.2	16,174.5	2,867.8	3,006.8	399.1	70.7	▲ 101.0	▲ 17.9	▲ 156.9	
野々市市	891.7	158.7	891.7	158.7	890.4	158.7	932.6	166.2	146.8	1.3	0.0	▲ 40.9	▲ 7.5	11.9	
金沢市	10,935.0	2,036.3	10,935.0	2,036.3	10,679.7	1,988.8	10,202.8	1,900.0	1,688.8	255.4	47.5	732.2	136.3	347.5	
河北郡市	8,057.3	1,523.8	8,057.3	1,523.8	7,931.6	1,496.2	8,310.3	1,547.1	1,557.7	125.7	27.6	▲ 253.0	▲ 23.3	▲ 33.9	
うち津幡町	4,819.0	907.5	4,819.0	907.5	4,805.8	903.3	4,900.7	925.9	923.3	13.2	4.2	▲ 81.7	▲ 18.4	▲ 15.8	
うち内灘町	198.7	38.4	198.7	38.4	196.9	38.2	227.7	40.1	56.6	1.8	0.2	▲ 29.0	▲ 1.7	▲ 18.2	
うちかほく市	3,039.6	577.9	3,039.6	577.9	2,928.9	554.7	3,181.9	581.2	577.8	110.7	23.2	▲ 142.3	▲ 3.3	0.1	
羽咋市	7,427.4	1,462.1	7,427.4	1,462.1	7,159.7	1,398.4	7,961.9	1,555.1	1,598.3	267.8	63.7	▲ 534.5	▲ 93.0	▲ 136.2	
宝達志水町	4,710.9	923.7	4,710.9	923.7	4,568.5	890.5	4,771.1	930.0	977.4	142.4	33.2	▲ 60.2	▲ 6.3	▲ 53.7	
志賀町	8,096.6	1,593.8	7,773.0	1,593.8	7,871.3	1,546.4	7,555.7	1,546.4	1,507.8	225.3	47.4	540.9	47.4	86.0	
中能登町	5,233.4	1,046.7	5,233.4	1,046.7	5,175.3	1,030.9	5,426.3	1,080.9	1,071.1	58.1	15.8	▲ 192.9	▲ 34.2	▲ 24.4	
七尾市	9,170.4	1,871.5	8,803.5	1,871.5	9,004.8	1,834.0	8,645.5	1,834.0	1,822.3	165.6	37.5	524.9	37.5	49.2	
穴水町	1,537.4	331.3	904.6	203.1	1,451.3	311.4	894.8	200.0	192.3	86.1	19.9	642.6	131.3	10.8	
輪島市	4,802.4	1,008.9	3,417.3	747.8	4,624.3	969.5	2,317.0	506.0	655.3	178.1	39.4	2,485.4	502.9	92.5	
能登町	3,042.7	654.3	2,730.5	611.7	2,931.5	629.1	2,416.0	540.0	601.2	111.2	25.2	626.7	114.3	10.5	
珠洲市	3,233.9	678.0	2,693.8	588.3	2,793.0	583.1	1,682.9	366.0	507.5	440.9	94.9	1,551.0	312.0	80.8	
県計	116,432.0	22,273.7	112,871.3	21,752.0	112,881.0	21,551.8	112,881.0	21,616.5	22,094.5					▲ 342.4	

県協議会での留保数量：3,560.7 t
(中能登2市・奥能登4市町当初配分一調整後 ≡ 29,883.4 - 26,322.7 (t))

令和8年産米の配分に係る市町別基準単収

参考

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙第1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収)

	8年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	7年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加 賀 市	539	539	0
小 松 市	538	537	1
能 美 市	543	544	▲ 1
川 北 町	565	564	1
白 山 市	564	564	0
野 々 市 市	562	561	1
金 沢 市	537	537	0
津 幡 町	531	532	▲ 1
内 灘 町	517	515	2
か ほ く 市	526	528	▲ 2
羽 咋 市	508	512	▲ 4
宝 達 志 水 町	510	513	▲ 3
志 賀 町	508	509	▲ 1
中 能 登 町	500	502	▲ 2
七 尾 市	490	491	▲ 1
穴 水 町	464	466	▲ 2
輪 島 市	476	477	▲ 1
能 登 町	465	466	▲ 1
珠 洲 市	477	479	▲ 2

(注) 基準単収は、地域協議会毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の平年単収に整合するよう補正して算定

令和8年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(数量)

市町名	8年産 ①	7年産当初 ②	7年産 地域間調整後 ③	7年産との差			
				当初比較		地域間調整後比較	
				④=①-②	増減率 ⑤=④/②	⑥=①-③	増減率 ⑦=⑥/②
加賀市	t 11,211.9	t 10,894.6	t 12,148.4	t 317.3	% 2.9	t ▲ 936.5	% ▲ 8.6
小松市	13,020.2	12,477.3	13,877.4	542.9	4.4	▲ 857.2	▲ 6.9
うち種子	70.9	72.4	-	▲ 1.5	▲ 2.1	-	-
能美市	6,112.4	5,950.9	6,627.5	161.5	2.7	▲ 515.1	▲ 8.7
川北町	2,874.9	2,802.5	2,936.3	72.4	2.6	▲ 61.4	▲ 2.2
白山市	16,073.5	15,674.5	16,174.5	399.1	2.5	▲ 101.0	▲ 0.6
うち翠星高校	17.5	17.5	-	0.0	0.0	-	-
うち種子	146.0	149.2	-	▲ 3.2	▲ 2.1	-	-
野々市市	891.7	890.4	932.6	1.3	0.1	▲ 40.9	▲ 4.6
うち県立大学	5.1	5.1	-	0.0	0.0	-	-
金沢市	10,935.0	10,679.7	10,202.8	255.4	2.4	732.2	6.9
うち県農業試験場	41.3	41.3	-	0.0	0.0	-	-
うち種子	78.1	79.9	-	▲ 1.8	▲ 2.2	-	-
河北郡市	8,057.3	7,931.6	8,310.3	125.7	1.6	▲ 253.0	▲ 3.2
うち津幡町	4,819.0	4,805.8	4,900.7	13.2	0.3	▲ 81.7	▲ 1.7
うち内灘町	198.7	196.9	227.7	1.8	0.9	▲ 29.0	▲ 14.7
うちかほく市	3,039.6	2,928.9	3,181.9	110.7	3.8	▲ 142.3	▲ 4.9
羽咋市	7,427.4	7,159.7	7,961.9	267.8	3.7	▲ 534.5	▲ 7.5
うち種子	132.3	135.3	-	▲ 2.9	▲ 2.2	-	-
宝達志水町	4,710.9	4,568.5	4,771.1	142.4	3.1	▲ 60.2	▲ 1.3
志賀町	8,096.6	7,871.3	7,555.7	225.3	2.9	540.9	6.9
中能登町	5,233.4	5,175.3	5,426.3	58.1	1.1	▲ 192.9	▲ 3.7
七尾市	9,170.4	9,004.8	8,645.5	165.6	1.8	524.9	5.8
穴水町	1,537.4	1,451.3	894.8	86.1	5.9	642.6	44.3
輪島市	4,802.4	4,624.3	2,317.0	178.1	3.9	2,485.4	53.7
能登町	3,042.7	2,931.5	2,416.0	111.2	3.8	626.7	21.4
珠洲市	3,233.9	2,793.0	1,682.9	440.9	15.8	1,551.0	55.5
計	116,432.0	112,881.0	112,881.0	3,551.0	3.1	3,551.0	3.1

令和8年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(面積換算)

市町名	8年産 ①	7年産当初 ②	7年産 地域間調整後 ③	7年産との差			
				当初比較		地域間調整後比較	
				④=①-②	増減率 ⑤=④/②	⑥=①-③	増減率 ⑦=⑥/②
	ha	ha	ha	ha	%	ha	%
加賀市	2,080.1	2,021.3	2,253.9	58.8	2.9	▲ 173.8	▲ 8.6
小松市	2,420.1	2,323.5	2,584.2	96.6	4.2	▲ 164.1	▲ 7.1
うち種子	23.1	23.1	-	0.0	0.0		
能美市	1,125.7	1,093.9	1,218.3	31.8	2.9	▲ 92.6	▲ 8.5
川北町	508.8	496.9	520.6	11.9	2.4	▲ 11.8	▲ 2.4
白山市	2,849.9	2,779.2	2,867.8	70.7	2.5	▲ 17.9	▲ 0.6
うち翠星高校	3.1	3.1	-	0.0	0.0	-	-
うち種子	48.6	48.6	-	0.0	0.0	-	-
野々市市	158.7	158.7	166.2	0.0	0.0	▲ 7.5	▲ 4.7
うち県立大学	0.9	0.9	-	0.0	0.0	-	-
金沢市	2,036.3	1,988.8	1,900.0	47.5	2.4	136.3	6.9
うち県農業試験場	7.7	7.7	-	0.0	0.0	-	-
うち種子	34.3	34.3	-	0.0	0.0	-	-
河北郡市	1,523.8	1,496.2	1,547.1	27.6	1.8	▲ 23.4	▲ 1.6
うち津幡町	907.5	903.3	925.9	4.2	0.5	▲ 18.4	▲ 2.0
うち内灘町	38.4	38.2	40.1	0.2	0.5	▲ 1.7	▲ 4.5
うちかほく市	577.9	554.7	581.2	23.2	4.2	▲ 3.3	▲ 0.6
羽咋市	1,462.1	1,398.4	1,555.1	63.7	4.6	▲ 93.0	▲ 6.7
うち種子	62.4	62.4	-	0.0	0.0	-	-
宝達志水町	923.7	890.5	930.0	33.2	3.7	▲ 6.3	▲ 0.7
志賀町	1,593.8	1,546.4	1,546.4	47.4	3.1	47.4	3.1
中能登町	1,046.7	1,030.9	1,080.9	15.8	1.5	▲ 34.2	▲ 3.3
七尾市	1,871.5	1,834.0	1,834.0	37.5	2.0	37.5	2.0
穴水町	331.3	311.4	200.0	19.9	6.4	131.3	42.2
輪島市	1,008.9	969.5	506.0	39.4	4.1	502.9	51.9
能登町	654.3	629.1	540.0	25.2	4.0	114.3	18.2
珠洲市	678.0	583.1	366.0	94.9	16.3	312.0	53.5
計	22,273.7	21,551.8	21,616.5	721.9	3.3	657.1	3.0

令和 8 年産 地域協議会間調整の実施について

1. 趣旨

国から提供された需給見通しに基づき、石川県農業活性化協議会（以下、「県協議会」という。）が設定し、地域農業活性化協議会（以下、「地域協議会」という。）に配分した「主食用米の生産基準数量」（以下、「基準数量」という。）と県協議会で留保する能登地域での減少見込み数量（以下、「県留保数量」）について、過不足のない作付けを行うため、奥能登 2 市 2 町を除く地域協議会間の調整を実施する。

2. 調整方法

（1）調整窓口

県協議会及び地域協議会が窓口となり地域協議会間調整を行う。

（2）意向の確認と数量調整

県協議会は、地域協議会に対して意向調査を実施し、基準数量に対する希望調整数量をとりまとめ、県留保分と合わせ数量調整を行う。

（3）意向調査実施時期

第 1 回 令和 7 年 12 月 12 日（金）～12 月 15 日（月）

第 2 回 令和 8 年 1 月 21 日（水）～ 2 月 13 日（金）

（4）調整対象

地域協議会から申出のあった数量について調整する。

第 1 回の意向調査は、各地域協議会による令和 8 年産当初配分に対応するため、令和 8 年産当初配分数量の面積換算値と過年度の主食用水稻実作付面積等を比較・検討したうえで、調整希望数量を申し出るものとする。

第 2 回の意向調査については、地域協議会内で調整した結果、調整できない数量がある場合に申し出るものとする。

なお、第 1 回意向調査で縮小希望を出した協議会が、第 2 回意向調査で拡大希望を申し出た場合は、第 1 回の縮小希望数量を上限に優先して調整する。

（5）調整促進措置

調整促進措置として、基準数量の出し手地域協議会に対して、調整分の面積に応じて、転換作物拡大分として 10 a 当たり 5 千円の産地交付金を交付する。

ただし、第 2 回の調整後に実施する調整については、出し手地域協議会への産地交付金の交付は行わない。

(6) 調整数量の計算方法

① 拡大希望数量が、縮小希望数量と県留保数量の合計を超える場合

縮小希望地域協議会に対して、申出数量全量を縮小することとし、拡大希望地域協議会に対して、次のアとイによって計算した合計数量により配分する。

ア. 7年産主食用水稻作付面積の数量換算値から8年産当初配分数量を控除した数量による配分【5割】

イ. 8年産当初配分数量による配分【5割】

【ア. 計算方法】

(計算式) 対象となる地域協議会毎の7年産主食用水稻作付面積の数量換算値 - 8年産当初配分数量 … ㊤

縮小・留保合計の5割 × $\frac{\text{㊤}}{\text{(㊤の地域協議会から示された合計数量)}}$

*㊤は「8年産当初配分数量」が「7年産主食用水稻作付面積の数量換算値」を下回った地域協議会が対象

*アの計算方法による配分は各地域協議会の「7年産主食用水稻作付面積の数量換算値」を上限とする

【イ. 計算方法】

(計算式) 対象となる地域協議会毎の8年産当初配分数量…㊦

縮小・留保合計の5割 × $\frac{\text{㊦}}{\text{(㊦の地域協議会から示された合計数量)}}$

② 縮小希望数量と県留保数量の合計が、拡大希望数量を超える場合

上記①の計算によらず、縮小希望協議会の申出数量、県留保数量の順に、拡大希望協議会へ申出数量に応じて配分する。

なお、縮小希望数量・県留保数量と拡大希望数量の差分については、調整未了として県協議会で留保する。

③ 拡大希望数量が無い場合

拡大希望協議会がない場合は、縮小希望数量・県留保数量全量を調整未了として県協議会で留保する。

④ 第2回調整の方法

第1回調整で県協議会の留保が発生した場合、もしくは第2回調整で縮小希望協議会がある場合は、以下の方法で調整する。

拡大希望協議会がある場合は、上記①および②の計算方法により県留

保分および縮小希望数量の配分を行う。また拡大希望協議会が無い場合は、県留保数量および縮小希望数量の全量を調整未了とする。第2回調整終了後に残った調整未了分（県留保数量を除く）は、第2回までの縮小希望数量に基づき按分した数量を返還することとし、返還数量は、産地交付金の対象外とする。

（7）調整の留意事項

地域協議会間調整は、基準数量を順守する地域協議会をもって調整する。
調整未了となった場合には、創意工夫により、全地域協議会での計画生産の達成に努めることとする。

（8）第2回の調整後の数量調整

第2回の調整後、新たな縮小希望数量が明らかに発生することが見込まれる場合は、調整可能な期間内に限り本調整方法に準じて数量調整を行う。
ただし、産地交付金の対象外とする。

3. 地域協議会間調整数量の決定・通知・報告

地域協議会間調整会議を開催し、調整数量を決定する。

地域協議会間調整会議は、県協議会事務局会議をもってあてることとし、調整結果は地域協議会へ通知するとともに、県協議会総会に報告する。

4. 地域協議会間調整スケジュール

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 12月12日（金）～12月15日（月） | 令和8年産の第1回意向調査の実施 |
| ② 12月15日（月）～ | 地域協議会間調整会議の開催
・ 意向調査結果と数量調整
・ 対象地域協議会への通知 |
| ③ 1月21日（水）～2月13日（金） | 令和8年産の第2回意向調査の実施 |
| ④ 2月中旬 | 地域協議会間調整会議の開催
・ 意向調査結果と数量調整
・ 対象地域協議会への通知 |
| ⑤ 2月下旬 | 第3回県協議会通常総会における
調整結果報告 |

令和 8 年度石川県水田収益力強化ビジョンの基本的な考え方

石川県農業活性化協議会

主食用米については、近年の高温障害等による精米歩留まりの低下やインバウンド需要の増加により、供給量が需要量に対して不足したことで、令和 6 年産から大幅な価格上昇につながった。

これにより令和 7 年産の作付けが拡大、さらに国の政府備蓄米放出もあり、需要量を超える供給量を確保したものの、令和 7 年産においても依然として高価格で推移している。

一方で、令和 8 年産米については、価格上昇による消費の減退と過剰生産が危惧されており、米価が再び下落する懸念が拭えない。

このような中、本県では能登半島地震及び奥能登豪雨による農地等の被害からの復旧途中にあり、未だに十分な作付けができない状況にある。能登の基幹産業は農業であり、この難局を乗り越えるためには、県全体で能登の農業の再建を後押しするとともに、県産米の需要に応じた生産量を確保することが極めて重要である。

- 1 主食用米については、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。

気象変動に対応した栽培管理指導を強化し、品質の高位安定に努めるとともに、省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

- 2 麦・大豆及び収益性の高い野菜などの産地戦略作物については、実需者のニーズに応じた作付拡大と産地育成を中心に進め、水田の高度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。

- ① 麦・大豆については、2 年 3 作体系の継続・定着を図るとともに、団地化や排水対策や土づくりの取組を強化し、収量の増大・安定化を推進する。
- ② 産地戦略作物については、市場から要望の高い野菜の作付けを拡大するとともに、今後さらに需要増が見込まれる加工用野菜の産地化を推進する。

- 3 水稻以外の作付けが困難な地域においては、飼料用米のほか、輸出用米、備蓄米、加工用米並びに米粉用米を需要に応じて生産し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

- ① 備蓄米、加工用米、輸出用米、米粉用米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから、引き続き生産に取り組む。
- ② 飼料用米は、多収品種の作付推進により、収量向上に取り組む。

参 考 資 料

需要に応じた米等の生産について

石川県農業活性化協議会

目次

需要に応じた米等の生産について

- 1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み1
- 2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法2
- 3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整3
- 4 水田フル活用の促進4
- 5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用5
- 6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割6

需要に応じた米等の生産について

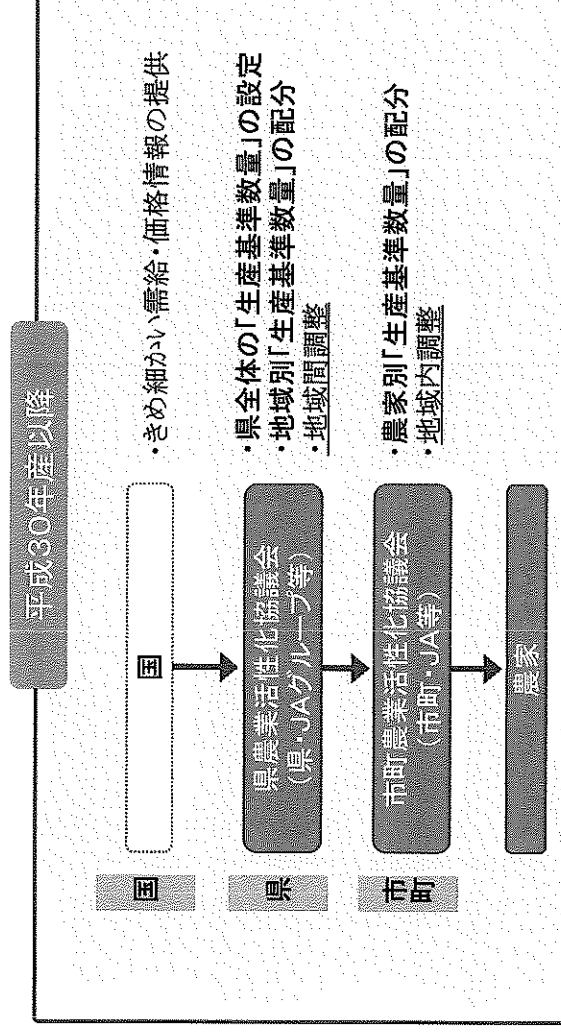
1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み

○本県における基本的な考え方（平成29年3月24日県農業活性化協議会通常総会において決定）

- ・主食用米の需要減少が今後も見込まれる中で、本県農業者の所得を確保するためには、県産米へのニーズに応えるための売れる米づくりに向けた取組を推進する一方、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要。
- ・このため、県段階及び地域段階の農業活性化協議会を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となつて、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等を適切に組み合わせた水田のフル活用の取組を進め、本県農業者の所得の確保を図る。
- ・国に対し全国段階における主食用米の需給バランスの確保を要望しつつ、生産者が取り組みやすく、現場に大きな混乱をきたさないよう、従来のスキームを基本とした仕組みを構築するとともに、全国段階での米需給や各県の動向を注視しながら、生産現場の意見等を踏まえて取組の見直しを行う。

○需要に応じた米等の生産の仕組み

- ・生産数量目標に代わる主食用米の「生産基準数量」を設定し、県段階から地域段階、地域段階から農家段階に提示し、基準数量以内の生産となるよう調整
- ・県協議会、地域協議会が連携し、需給調整に対する農家の理解が得られるよう働きかけるとともに、きめ細かな情報を提供



2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法

(1) 主食用米の「生産基準数量」の設定

- ・県農業活性化協議会において、行政、生産者、販売業者など関係者の合意のもとで主食用米の「生産基準数量」を決定。
- ・主食用米の「生産基準数量」は、国の考え方も踏まえつつ、国が公表する本県需要実績に基づき設定。
- ・将来的な県産米の需要見込みを考慮した配分を見据え、地域や集荷業者等ごとの需要見込みの把握方法を検討。

【本県における生産基準数量の設定方法】

令和元年産以降の本県生産基準数量は、本県需要量をベースに全国の主食用米生産量の目安の増減を反映させて設定している。

石川県産米の需要量（過去3カ年平均）・・・①

全国の生産量（過去3カ年平均）・・・②

全国の生産量の目安・・・③

適正生産量の増減率 $(1 - \text{③} / \text{②})$ ・・・④

本県の生産基準数量 $(\text{①} \times (1 - \text{④}))$

(2) 県協議会から地域協議会への配分

- ・主食用米の「生産基準数量」は、これまでと同様、水田台帳面積と1等米比率を基本として算定することとし、地域ごとの生産力の実態と乖離しないよう、水田台帳面積に主食用米の作付率を乗じること作付実績を考慮する。

※作付率：主食用米の「生産基準数量」に対する作付面積（上限100％、7中5で算出）。作付率が高いほど配分数量が増える仕組み

(3) 地域協議会から認定方針作成者への配分

- ・地域の生産実態等を踏まえた地域独自の配分に配慮。

(4) 水田台帳面積の報告、作付実績の確認

- ・各市町は水田台帳面積を整備し、9月末までに県に報告。
- ・地域協議会が営農計画書に基づき、農業者ごとの主食用米の作付実績を確認し、7月末までに県協議会に報告。

※修正が必要となった場合は10月末までに報告

3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整

・主食用米の「生産基準数量」を遵守した上で主食用米の生産を最大限に行うため、基準数量の地域協議会内と地域協議会間の調整をきめ細かに実施することにより、需要に応じた主食用米の作付けを目指す。

→地域協議会間の調整は県協議会事務局が、地域協議会内の調整は地域協議会事務局が中心となり実施

・主食用米の「生産基準数量」の円滑な調整とともに需要のある作物の生産拡大に向けた取組を促す観点から、基準数量の出し手となる地域協議会に対して、調整数量（面積）に応じた産地交付金を配分。（5,000円/10a 第2回調整までの調整数量（面積）に応じて配分）

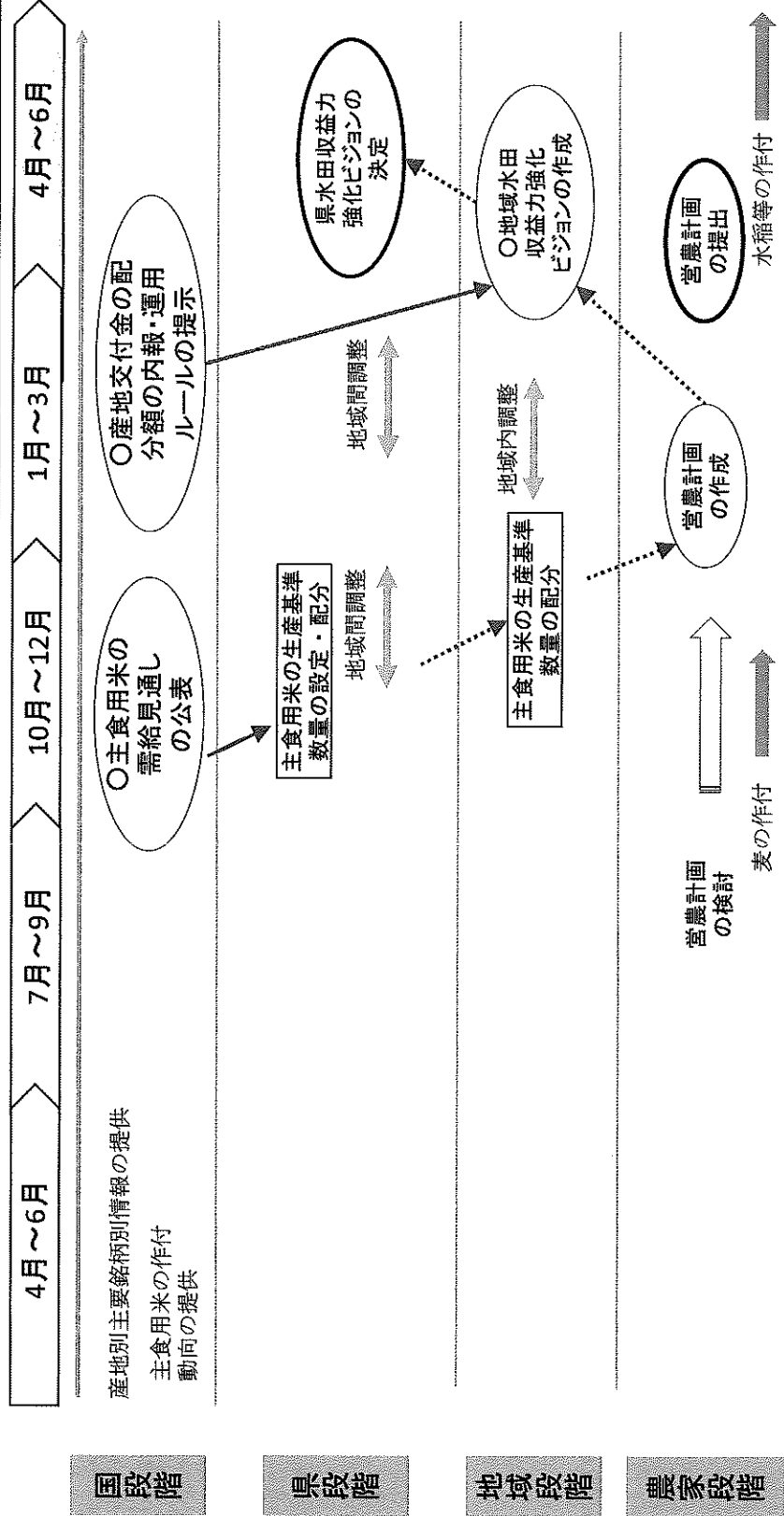
※出し手地域協議会は、上乗せ交付された産地交付金を主食用米以外の作物作付に対する産地交付金の財源の一部として活用

時 期	県協議会	地域協議会
12月	主食用米の「生産基準数量」の配分 （県協議会⇒地域協議会） 来年产米の数量調整に係る意向調査の実施 （県協議会⇒地域協議会） 第1回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 （県協議会⇒地域協議会）	地域内で前年产主食用米実付等を踏まえた数量を報告 （地域協議会⇒県協議会） 主食用米の「生産基準数量」の配分 （地域協議会⇒農家）
1月～ 2月下旬	来年产米の数量調整に係る意向調査の実施 （県協議会⇒地域協議会）	地域協議会内調整の実施 （地域協議会⇔農家） 地域内で調整未了となった数量を報告 （地域協議会⇒県協議会）
3月上旬	第2回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 （県協議会⇒地域協議会）	調整数量の通知 （地域協議会⇒農家）

※過不足のない主食用米の作付けを図るため、3月上旬以降も可能な限り対応することとする。

4 水田フル活用の促進

- ・国の制度(転作作物への作付け助成等)を最大限活用することにより、実需者からのニーズに応じた麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を積極的に推進するとともに、水田の高度利用を促進することにより、水田農業の収益最大化を図る。
- ・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、飼料用米、備蓄米、加工用米等の新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。
- ・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田収益力強化ビジョン」において、生産振興方針等を示す。



5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用

(1) 産地交付金の趣旨

・「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色ある産品の産地づくりに向けた取組を支援するもの。

- ・都道府県や地域協議会が対象作物、助成水準等を設定するもの（戦略作物の作付等に応じて県が地域協議会に財源を配分するもの）。
- ・国が指定する取組に対し、当年の実績に応じて都道府県に配分するもの。

(2) 県における配分方法（案）

・県設定：①園芸4品目の新規作付増反面積、②麦、大豆、非主食用米、園芸4品目等の二毛作面積、

③麦・大豆の収量向上の取組（土づくり・排水対策）面積に応じて交付。

・地域配分：①麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用面積、②耕畜連携面積、③生産基準数量地域間調整の出し手面積、④麦、大豆、産地戦略作物等における総作付面積のシェアに応じて配分。

(3) 配分等のスケジュール（予定）

- ・1月中旬 国からの産地交付金の配分額の内報・運用ルール の提示
- ・1月下旬 産地交付金の配分案の作成（県協議会）
- ・2月上旬 地域協議会・農家からの意見聴取
- ・3月中旬 県農業活性化協議会において、産地交付金の配分を決定

6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割

- (1) 県農業活性化協議会（県、J Aグループ、生産者、消費者団体等）
 - ・主食用米の「生産基準数量」の検討など米政策に係る重要事項の審議を行うため、協議会内に地域農業活性化協議会により構成する米政策部会を設置（29年5月設置）。
- (2) 地域農業活性化協議会（市町、J A、生産者、消費者団体等）
 - ・地域の農業振興の基本となる水田収益力強化ビジョンを検討するため、地域の幅広い担い手農家や集荷業者・団体等の参画に配慮。
- (3) 担い手農家等の意向を踏まえた制度運営
 - ・県協議会・地域協議会において、石川県農業法人協会やいしかわ農業振興協議会等の担い手農家等と意見交換を実施し、それらの意を踏まえた制度運営に配慮。
- (4) 運営体制の維持・強化
 - ・国の事務費予算の確保を要望。

— H30年度以降 —

